

介護老人保健施設はまなす苑
訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）
利 用 約 款

（約款の目的）

第1条 介護老人保健施設はまなす苑（以下「当事業所」という。）は、要介護状態（介護予防訪問リハビリテーションにあつては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）を提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

（適用期間）

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）利用同意書を当事業所に提出したのち効力を有します。但し、利用者の身元引受人に変更があつた場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。

2 利用者は、第4条又は第5条による解除がない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当事業所の訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）を利用することができるものとします。但し、本約款、別紙1、別紙2又は別紙3（本項において「本約款等」といいます。）の改定が行われた場合は新たな本約款等に基づく同意書を提出していただきます。

（身元引受人）

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）で

あること。

② 弁済をする資力を有すること。

2 身元引受人は、利用者が本約款上当事業所に対して負担する一切の債務を極度額 10 万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。

3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。

① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力すること。

② 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当事業所は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。

4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当事業所、当事業所の職員若しくは他の利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当事業所は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。

5 身元引受人の請求があったときは、当事業所は身元引受人に対し、当事業所に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

（利用者からの解除）

第4条 利用者は、当事業所に対し、利用中止の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画にかかわらず、本約款に基づく訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）利用を解除することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当事業所及び利用者の居宅サービス（介護予防

サービス) 計画作成者に連絡するものとします(本条第2項の場合も同様とします)。

2 身元引受人も前項と同様に訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

3 利用者又は身元引受人が正当な理由なく、訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当事業所にお支払いいただきます。

(当事業所からの解除)

第5条 当事業所は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)サービスの利用を解除することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合。
- ② 利用者の居宅サービス(介護予防サービス)計画で定められた利用時間数を超える場合。
- ③ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納しその支払いを督促したにもかかわらず7日間以内に支払われない場合。
- ④ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当事業所での適切な訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)サービスの提供を超えると判断された場合。
- ⑤ 利用者が、当事業所、当事業所の職員又は他の利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合。
- ⑥ 第3条第4項の規定に基づき、当事業所が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受

人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。

- ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により利用させることができない場合。

(利用料金)

第6条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当事業所に対し、本約款に基づく訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）サービスの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当事業所は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

- 2 当事業所は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月7日を目途に発行します。利用者及び身元引受人は、連帯して、当事業所に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。

- 3 当事業所は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

(記録)

第7条 当事業所は、利用者の訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間保管します。（診療録については、5年間保管します。）

- 2 当事業所は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。

- 3 当事業所は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写

を必要とする事情を確認して当事業所が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

4 前項は、当事業所が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。

5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当事業所が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

(身体の拘束等)

第8条 当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、事業所管理者が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当事業所の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(衛生管理)

第9条 当事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとします。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

(1) 当事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6か月に1回以上開催し、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。

(2) 当事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。

- (3) 当事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

(虐待防止に関する事項)

第10条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとします。

- (1) 虐待防止のための対策検討委員会を定期的に行うとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針の整備をします。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者は作業療法士 高橋 薫です。

(就業環境の確保)

第11条 当事業所は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、事業所において行われる性的な言動または優越的關係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第12条 当事業所とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等。
- ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村へ

の通知。

④利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等

⑤生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）。

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

（緊急時の対応）

第13条 当事業所は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

2 前項のほか、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当事業所は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

（事故発生時の対応）

第14条 サービスの提供中に事故が発生した場合は、利用者に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに利用者の住所を有する市町村、ご家族、居宅介護支援事業所等に連絡を行うものとします。また、事故の状況及び事故に際してとった処置について連絡するとともに、その原因を解明し、再発防止のための対策を講じます。

尚、事故発生、再発防止の措置を適切に実施するための担当者は
管理者 高橋賢二です。

（要望又は苦情等の申出）

第15条 利用者、身元引受人又は利用者の親族は、当事業所の提供する訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）に対しての要望又は苦情等について、当施設苦情担当者（支援相談員）に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で施設事務所前に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることが

できます。

- 2 前1項のほか、むつ市役所高齢者福祉課（0175-22-1111）、青森県運営適正化委員会（017-731-3039）に申し出ることができます。

（賠償責任）

第16条 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の提供に伴って当事業所の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当事業所は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当事業所が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当事業所に対して、その損害を賠償するものとします。

（利用契約に定めのない事項）

第17条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当事業所が誠意をもって協議して定めることとします。

<別紙 1>

介護老人保健施設 はまなす苑のご案内

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設 はまなす苑
- ・開設年月日 平成7年5月2日
- ・所在地 むつ市大字奥内字金谷沢 1-167
- ・電話番号 0175-26-3333 FAX 0175-26-3600
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設 (0250880010 号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下における介護や機能訓練、その他の必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保険施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く居宅での生活にもどることができるように支援する事を目的とした施設です。さらに、家庭復帰の場合には療養環境などの調整等、退所時の支援も行いますので安心して退所いただけます。

この目的にそって、当施設では以下のような運営方針を定めていますので、ご理解いただいたうえでご利用下さい。

「介護老人保健施設はまなす苑の運営方針」

- 1 この施設は、介護保険法における要介護者に対し、医療、看護、介護、機能訓練等の施設業務をもって生活の自立と家庭復帰を促進する。
- 2 この施設は、入所者の基本的人権と個別生活を尊重し、障害を有しているにもかかわらず希望と生きがいのある生活を送れるよう、その援助に努める。
- 3 この施設は、入所者の快適、平穏、安全な生活確保と環境保全のために、防災及

び衛生対策に十分配慮する。

4 この施設は介護保険の社会的責任に基づき、施設の高水準化を目指すとともに、「寝たきりゼロ」への適切な訓練等によってその予防策を積極的に展開する。

5 この施設は、利用者の健康、生命の担い手として職員の資質向上を図るとともに、明るく家庭的な施設、魅力ある職場の実現を目指す。

6 この施設は、地域保健医療の拠点となり、その設備、技術知識等を住民に解放し、通所リハビリテーション、短期入所療養介護等の事業をもって在宅に寄与する。

(3) 入所定員 100名

療養室	2人室	18室	4人室	16室
-----	-----	-----	-----	-----

2. サービス内容

① 施設サービス計画の立案

② 食 事

朝 食	7時20分～
-----	--------

昼 食	12時30分～
-----	---------

夕 食	17時45分～
-----	---------

※ 食事は原則として食堂でおとりいただきます。

③ 入 浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応）

④ 医学的管理・看護・栄養管理・口腔衛生管理

⑤ 介護（退所時の支援も行います）

⑥ 機能訓練（リハビリテーション・レクリエーション）

⑦ 相談援助サービス

⑧ 理美容サービス

⑨ 行政手続き代行

⑩ その他

※これからのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当事業所では下記の医療機関・歯科の医療機関に協力いただいております。

・ 協力医療機関

- ・ 名 称 むつ総合病院
- ・ 所在地 むつ市小川町一丁目 2 - 8

・ 協力歯科医療機関

- ・ 名 称 小田川歯科医院
- ・ 所在地 むつ市金曲一丁目 1 - 6

緊急時の連絡先

緊急の場合には「緊急時連絡先」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 事業所利用に当たっての留意事項

- ・ 面会
- ・ 外出・外泊
- ・ 飲酒・喫煙
- ・ 火気の手扱い
- ・ 設備・備品等の持込み
- ・ 所持品・備品等の持込み
- ・ 金銭・貴重品の管理
- ・ 外泊時等の施設外での受診

- ・宗教活動

- ・ペットの持込み

5. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー 消火器、消火栓、防火扉、準耐火構造

- ・防災訓練 年2回以上

6. 禁止事項

当事業所では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 要望及び苦情等の相談

なお、当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽に連絡ください。（電話0175-26-3333）

8. その他

当施設の詳細について、パンフレットを用意してありますのでご請求ください。

<別紙 2>

訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）について

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）についての概要

訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）については、要介護者（介護予防訪問リハビリテーションにあつては要支援者）の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス（介護予防サービス）計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）計画が作成されますが、その際、利用者・利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金

（1）訪問リハビリテーションの基本料金

①訪問リハビリテーション費／回（20分） 308円

※1週間に6回（120分）までを限度に利用可能

(2) 介護予防訪問リハビリテーションの基本料金

①介護予防訪問リハビリテーション費／回（20分） 298円

※1週間に6回（120分）までを限度に利用可能

(3) その他の料金

交通費／片道

通常の事業の実施地域を超えて行う訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）に要した旅費（実費）に対する支払いが必要になります。

実施地域を超えた地点から片道 5km以上200円

(4) 支払い方法

- ・ 毎月7日を目途に、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・ お支払い方法は、現金、銀行振込のいずれかとなります。

<別紙3>

個人情報に関する同意書

介護老人保健施設 はまなす苑では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預りしている個人情報について、利用目的を以下のとおりとします。

1 事業所内部での個人情報の利用

リハビリサービス計画等、サービス提供に関わる計画書の作成

利用者のための処遇会議

事故発生時の関係機関への報告書の作成

介護保険各種申請の為の申請書の作成

2 他の事業者等への情報提供を伴う利用

居宅サービスを提供する事業所との連携（サービス担当者会議、照会への回答）

利用者の診療に当たり、外部の医師等の診察を求める場合

検体検査業務の委託その他の業務委託

事故による関係機関への報告

介護継続認定にかかる情報

審査支払機関への請求書の提出

損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

3 上記以外の利用

当施設、事業所において行われる学生等の実習への協力

事業所内外で行われる事例研究・発表（利用者が特定される情報は使用しません）

上記について同意します。

令和 年 月 日

利用者氏名 _____ 住 所 _____

家族等氏名 _____ 住 所 _____

(介護予防) 訪問リハビリテーション利用同意書

介護老人保健施設はまなす苑（介護予防）訪問リハビリテーションを利用するにあたり、
介護老人保健施設の訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）利用約款
及び別紙１、別紙２及び別紙３を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、
これらを十分に理解した上で同意します。

令和 年 月 日

＜利用者＞住 所

氏 名

＜利用者の身元引受人＞住 所

氏 名

介護老人保健施設はまなす苑

管理者 高橋賢二 殿

【本約款第 6 条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

氏 名 _____ 続柄 _____

住 所 ㊦ _____

電話番号 _____

【本約款第 10 条 2 項緊急時及び第 11 条 3 項事故発生時の連絡先】

氏 名 _____ 続柄 _____

住 所 ㊦ _____

電話番号 _____